

令和6年度

農業委員会事務報告



▲地域計画策定に伴う地域の協議の場の様子（万江地域）

農 業 委 員 会

農業委員会関係

1. 総 論

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）」に基づき設置される行政委員会であり、農地法その他の法令により定められた業務を執行する。平成28年4月1日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会法も改正され、これまで任意業務とされていた「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須業務とされた。

本村においても農業所得の減少、農業担い手の高齢化が進む中、遊休農地の増加や担い手不足が懸念されている。農業の持続的な発展を通じ、食料の安定供給の確保や国土の保全を図り農村の振興を推進していくためには、農地利用の集積などの農地対策及び農業に意欲と能力のある人材の確保・育成に更に努めていく必要がある。

また、農地法等の許可や意見などの決定権を持つ農業委員と、現場活動を主とする農地利用最適化推進委員の連携により、農地等の利用の最適化の推進に向けて、より地域農業に密接した活動が求められており、それに応える実績を積み上げていかなければならない。

さらに、令和5年4月1日に改正基盤法等が施行され「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されることにより、地域計画における目標地図の素案作成を担うこととなった。地域の農地に対する機能と役割の強化や多様な農業の担い手を地域内外から取り込むための農地法第3条の下限面積要件の撤廃等が実施され、農業委員会においても更なる農地利用最適化の取り組みを進めている。

本年度は、農地関係許可申請に対する許可事務、農業経営基盤強化促進法に基づく土地流動化の推進、優良農地の確保と農地の無断転用を図るための利用状況調査（農地パトロール）、口頭契約解消に向けた農地中間管理事業等の利用推進活動などを行った。

また、地域が目指すこれからの農業や周辺地域のあり方や目標を示す地域計画の策定に向け、地域の農業の担い手や住民の方と3地区それぞれで協議の場を設け、話し合いをもとに目標地図の作成を行った。

2. 農業委員会活動

(1) 委員会の構成

農業委員 8名（うち、認定農業者3名 女性1名）
 農地利用最適化推進委員 7名（うち、認定農業者1名 女性0名）
 合計 15名

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

（任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日）

議席	職名	氏名	担当区域	農地利用最適化実践チーム
1	会長	白川 正博	1～3区	万江地区
2	会長職務代理者	西川 正晴	6～7区	山田A地区
3	農業委員	森田 成孝	10～12区	山田B地区（リーダー）
4	農業委員	吉川 浩	4～5区	山田A地区（サブリーダー）
5	農業委員	山田 明見	川辺川造成区	山田B地区（サブリーダー）
6	農業委員	簗田 和広	8～9区	万江地区
7	農業委員	松本 聖司	13～16区	万江地区（リーダー）
8	農業委員	湊田 和代	中立委員	山田A地区
職名		氏名	担当区域	農地利用最適化実践チーム
農地利用最適化推進委員		平山 春己	1～3区	山田A地区
農地利用最適化推進委員		蔵野 正信	4～7区	山田A地区（リーダー）
農地利用最適化推進委員		犬童 泰輔	8～9区	山田B地区
農地利用最適化推進委員		下拂 勝	10～12区	山田B地区
農地利用最適化推進委員		寶代 誠志	13～14区	万江地区（サブリーダー）
農地利用最適化推進委員		松岡 信行	15～16区	万江地区
農地利用最適化推進委員		田上 喜三郎	川辺川造成区	山田B地区

(2) 定例総会

開催回数 12回 (毎月1回)

内 容 農地法に基づく許可申請、意見決定等

※内訳は下記の通り

許可条項	地目	筆数	面積 (㎡)	内 訳			
				種 別	件数	筆数	面積 (㎡)
農地法 第3条	田	16	8,934	所有権移転	6	11	5,673
				賃借権設定	0	0	0
				使用貸借権設定	0	0	0
				贈与	1	5	3,261
	畑	11	9,677	所有権移転	7	9	4,863
				賃借権設定	0	0	0
				使用貸借権設定	0	0	0
				贈与	2	2	4,814
	小計	27	18,611		16	27	18,611
農地法 第4条	田	0	0		0	0	0
	畑	0	0		0	0	0
	小計	0	0		0	0	0
農地法 第5条	田	7	5,000	個人住宅	0	0	0
				その他(駐車場等)	2	7	5,000
	畑	7	1,692	個人住宅	3	6	1,341
				その他(資材置場)	1	1	351
	小計	14	6,692		6	14	6,692
基盤強化	田	103	106,149	賃借権設定	41	79	92,973
				使用貸借権設定	9	24	13,176
				所有権移転	0	0	0
	畑	60	75,468	賃借権設定	22	33	56,145
				使用貸借権設定	3	27	19,323
				所有権移転	0	0	0
	小計	163	181,617		75	163	181,617
農地法 第18条	田	14	21,562		9	14	21,562
	畑	36	88,352		13	36	88,352
	小計	50	109,914		22	50	109,914
非農地 証 明	田	0	0		0	0	0
	畑	7	2,463		3	7	2,463
	小計	7	2,463		3	7	2,463
総 計		261	319,297		122	261	319,297

3. 農業者年金事業

新制度は、加入者数や受給者数といった基礎率に左右されない積立方式（任意加入）となり、農業上の要件を満たせば誰でも加入できる。また将来の年金受給に当たっては、納めた保険料と運用益を年金原資とし、一定の年齢に達した時に受けとることになる。さらに、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対しては、これも一定の要件はあるが国の保険料助成（政策支援）がある。家族経営協定を活用した後継者・配偶者の政策支援加入を推進する。

◎令和6年度の申請・届出件数

申請・届出の区分	件数	説明
裁定請求	0件	経営移譲年金裁定請求 0件
		農業者老齢年金裁定請求 0件
		特例脱退一時金裁定請求 0件
		脱退一時金裁定請求 0件
		死亡一時金裁定請求 0件
死亡喪失	3件	受給権者死亡届 3件 (未支給年金請求)
返還	1件	特定対象農地処分届 1件
		加算対象農地返還届 0件
処分	1件	特定対象農地処分届 1件
		加算対象農地処分届 0件
届出	0件	処分対象農地除外届出 0件
加入	0件	任意加入資格取得 0件
申出書	0件	期間該当 0件
		資格喪失 0件
取得	0件	資格取得 0件
		高齢継続 0件
諸届出	0件	証書紛失届 0件
現況届	31件	新旧老齢・特別老齢年金分 16件
		経営移譲・特例付加年金分 15件

4. 農作業標準賃金の決定

人夫賃金や機械の借料等について、下球磨地域農業振興協議会において検討が行われた。提示された標準金額をもとに令和7年3月期総会において本村における金額の見直し及び承認を行い、村内全戸にチラシによる周知を行った。

5. 実勢借地料の情報

農地法第52条の規定に基づき、農業委員会で設定した地域ごとの実勢借地料の平均値、最高値、最低値を公表することとなっている。令和6年（令和6年1月1日～令和6年12月31日）においては、次のとおりである。

※物納契約分は玄米の現金換算時の金額で計上。

◎実勢借地料

【田（水稻の部）10a 当たり】

地区	平均額	最高額	最低額	データー数
山田地区	12,535 円	18,610 円	8,356 円	29
万江地区	12,710 円	23,006 円	8,150 円	39

【畑（栗の部）10a 当たり】

地区	平均額	最高額	最低額	データー数
山田地区	6,963 円	12,711 円	2,732 円	23
万江地区	5,474 円	5,475 円	5,473 円	2

【畑（普通畑の部）10a 当たり（山田地区）】

平均額	最高額	最低額	データー数
6,660 円	8,524 円	3,817 円	22

6. 村内における耕地面積

◎令和7年3月末現在 (㎡)

所在地	田	畑	計
山 田	2,928 筆／ 2,159,349 ㎡	5,839 筆／ 4,051,997 ㎡	8,767 筆／ 6,211,346 ㎡
万 江	573 筆／ 321,260 ㎡	1,200 筆／ 752,735 ㎡	1,773 筆／ 1,073,995 ㎡
合 計	3,501 筆／ 2,480,609 ㎡	7,039 筆／ 4,804,732 ㎡	10,555 筆／ 7,285,341 ㎡

※農業委員会サポートシステムより抽出

7. 農地利用状況調査の結果（令和6年11月調査 令和7年3月末現在）

区 分	面 積 (㎡)	筆数
1号遊休農地（緑区分）	239,739	332
1号遊休農地（黄区分）	208,115	340
2号遊休農地	5,082	17

※1号遊休農地（緑区分）・・・耕作されていないが、草刈等を行えばすぐにも耕作できる農地。

※1号遊休農地（黄区分）・・・耕作されていないが、耕作すべき農地。若しくは伐根、整地などを行えば耕作可能な農地

※2号遊休農地・・・・・・・・農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

8. 農業委員会先進地視察研修の実施

3年に1度、委員任期中に実施している先進地研修を行った。

視察先は、京都府京丹波町並びに京都府亀岡市の農業委員会。京丹波町農業委員会では、農地利用最適化推進事業の取り組み、地域計画策定に係る地域の協議の場での農業委員会の役割や、目標地図の作成状況について説明を受けた。また、亀岡市農業委員会では、営農型太陽光発電設備に係る事例や許可要件、更新の際の注意点等について、現地視察も兼ねて研修を行った。

実 施 日：令和7年2月19日～21日（2泊3日）

研 修 先：京都府（京丹波町、亀岡市）

参加人数：10名（委員8名、事務局2名）

9. 業務委託関係

業務委託名	金額	内容
農地台帳システム保守 業務委託	330,000 円（税込）	農家台帳システムの使用に関するサポート及び照合処理業務
令和6年度目標地図 （最適土地利用基盤 図）作成業務委託	2,585,000 円（税込）	地域計画策定に関する目標地図作成用 属性レイヤ作成

